



所長からのメッセージ

知的財産制度やイノベーションの「伝道師」を目指して

WIPO 日本事務所長 澤井 智毅

今日、世界を代表する企業の企業価値のおよそ9割が無形資産であり、その多くは特許や著作権などの知的財産といわれています。このため、**知的財産制度**の世界での役割は、無形資産の比率が十数%であった半世紀前に比べ、大きく飛躍しています(図1)。

日本も、その例外ではありません。むしろ、日本人が考えている以上に、日本の創造性に対する世界からの評価はかねてより高く(図2)、世界を代表する技術や<u>ブランド、デザイン</u>に加え、日本の長い歴史を背景にした文学や芸術、文化、さらには農産物にも恵まれています。これらは何れも大事な知的財産です。こうした高い創造性を有しながらも、2010年以降、例えば日本のイノベーションランキング(WIPO GII、後掲)は世界のトップ10から脱落し、長く低迷を続けています。高い創造性の成果が、社会への実装につながっていない、言い換えれば、知的資産、知的財産が有効に利活用されていない状況といえます。

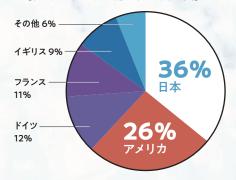
資源の乏しい日本において、無形資産の比重が高まる今日こそ、日本の強みである創造性、ひいてはその成果である知的財産を有効に活用しなければなりません。一方、日本が知的財産立国を宣言して既に20年が経過しましたが、知的財産戦略を自社の強みと認識する経営層は皆無との調査結果があるなど(図3)、いまだに企業や大学、政府や自治体の知的財産に対する意識は高くありません。また、日本企業が特許を売買する場合、特許一件の価値は米国企業が行う場合に比べ、極めて低いとの報告もあります。

感染症や環境問題、紛争など、国際社会全体での課題に直面する今日、日本が世界の発展に貢献していくためには、日本の強みである創造性を一層発揮していく必要があります。知的財産制度は、イノベーションやクリエーションを促す社会制度です。その価値や役割を広く伝え、国際相場にまで高めていかなければなりません。

こうした思いから、私たち、世界知的所有権機関(WIPO)

日本事務所は、第一に、知的財産制度の意義や役割を「伝道師」として、広く国内外に啓発してまいります。第二に、グローバルな権利確保に向けた国際出願制度やWIPOの各種施策を広く日本語にて発信してまいります。第三に、日本政府の代名詞ともいえる「霞が関」の地の利を生かし、国際連合(UN)の専門機関であるWIPOと日本政府や産業界、大学、裁判所等との橋渡し役に努めてまいります。そして、第四に世界の範となるように、日本の知的財産制度を通じた経験を世界に発信してまいります。

図2《世界が見た最も創造性に富む国》



※adobe state of create studyを基にWIPO日本事務所で作成

図1《S&P500の企業価値に占める無形資産の割合》



※S&P500とは米国に上場する主要500銘柄の株価指数のこと 出典:OCEAN TOMO, LLC INTANGIBLE ASSET MARKET VALUE STUDY, 2020を基 にWIPO日本事務所で作成

図3《我が国製造業の強み》

順位	項目	ポイント
1	ニーズ対応力	0.82
2	顧客との信頼関係	0.72
11	研究開発力	0.23
12	設計・デザイン力	0.19
	:	
10	環境規制対応力	0.02
19	ビジネスモデル構築力	0.02
21	知財戦略	0.01
21	国際標準化戦略	0.01
21	IT活用	0.01
21	アライアンス構築力	0.01

※自社の強みと感じるもの第1位~第3位までの回答を順3点、2点、 1点と重み付けしたうえで平均値を算出。

※資料:経済産業省調べ(2016年12月)を基にWIPO日本事務所で作成

世界知的所有権機関(WIPO)とは





WIPOは、国際的な知的財産権制度の発展を所管する国際連合(UN)の専門機関です。加盟国数は、日本を含む193か国、知的財産権に関する26の国際条約を管理しています(2023年4月現在)。本部はジュネーブに置かれ、2020年10月、ダレン・タン氏が事務局長に選出されました。

知的財産制度は、特許、意匠、著作権等を通じて、経済発展に必要なイノベーションや創造性を促進・普及しつつ、商標と不正競争防止法等を通じて、不確実性や混乱、詐欺への対策に取り組み、市場秩序を確立するための手段を提供します。

WIPOの前身は1893年に設立されたBIRPI(the United International Bureaux for the Protection of Intellectual Property)であり、1967年に署名された「世界知的所有権機関を設立する条約」に基づき1970年にBIRPIがWIPOへと形を変えました。設立以来、国際的な知的財産権関連条約や基準について、国際的な議論を行う場を提供し、各国政府による開発戦略の一環としての知的財産の活用を支援し、様々な団体や企業を対象に知的財産権関連の研修を実施しています。また、一般ユーザー向けには、複数の国で知的財産権を確保するための国際特許出願制度、国際商標登録出願制度、国際意匠登録出願制度や、紛争を解決するためのサービスを提供しています。さらに、知的財産の情報を集めた各種データベースも無料で提供しています。

WIPO日本事務所の役割

1 知的財産制度のプロモーション

資源の乏しい日本において、無形資産の比重が高まる今日こそ、日本の強みである知的財産を有効に活用し、イノベーションや 文化、そして人類の繁栄に寄与していくことが求められます。一方、日本の企業や研究・教育機関において、知的財産戦略を強み と認識する経営層や代表はほとんどいないとの経済産業省の報告もあります(前掲)。

知的財産の重要性を踏まえ、多くの国々において、知的財産制度が整備され、重視される中、WIPO日本事務所は、特許、著作権、地理的表示、伝統的知識、商標、意匠、育成者権をはじめとした知的財産制度の意義や役割を、国内外のシンポジウムや講演会、オンラインでのセミナー(ウェビナー)等を通じ、中高生から経営層に至るまで幅広い層に向けて積極的に発信しています。2020年5月から始めたウェビナーでは、この約3年間の間で86回にわたってWIPOの国際出願制度やIPサービス、海外の知的財産制度の状況に関する各種説明会を開催し、同時参加のみで計20,938名(2023年3月末時点)の方に参加いただきました。また、全国の中学、高校、大学を訪問してイノベーションと知的財産の役割について講演も行っています。



2022年11月、IPBC Asiaにおいて、無形資産の保護と産業の関係などについて基調講演を行う澤井所長



2021年6月、土浦市にある常総学院中学校にて「新時代に向けて」と題し全校生徒に向けて知財の重要性を伝えるハイブリッド授業を行った澤井所長

さらに、WIPO日本事務所は、2022年4月より公式Twitterの運営を開始しました。WIPOやWIPO日本事務所のイベント情報、取り組みなどに関する有益な情報、誰かに伝えたくなる身近な知財ネタを日本語で発信しています。知財のエキスパートが監修するアカウント、フォローすると国内外で役立つ知財情報が自然に入ってきます。世界や日本のイベントに合わせた情報も随時公開し、知財に関するデータをわかりやすくまとめたショート動画などと合わせて、奥行きのあるコンテンツがそろっています。

開始間もない中、フォロワー数も1,000人を超え(2023年4月現在)、より多くの方々に知財情報をお届けできるようになりました。



2022年12月投稿

特許出願先国ランキング。動くグラフにてデータを紹介。 英語データのWIPO本部発表に比べ、約3倍の閲覧数。 日本語での発信の重要性に気付きます。



2022年11月投稿

知財に関するクイズ。PCT制度を利用して特許出願をしたビートルズのメンバー、ポール・マッカートニーにフィーチャー。



毎年4月26日は、世界知的所有権機関(WIPO)を設立する条約が発効した日に由来して、「世界知的財産の日*」に指定されています。知的財産が日常で果たす役割についての理解を深め、発明者や芸術家の社会の発展への貢献を祈念するこの日を記念し、毎年この時期、世界中で様々な記念行事が開催されます。

WIPO日本事務所では、2022年の世界知的財産の日に、「IP and Youth: より良い未来のためのイノベーション」というテーマの下、より持続可能な未来に向けて、新しいことに積極的であり、活発で創造力豊かな若者に注目し、第一線で活躍されている若手発明家・起業家からの講演、パネルディスカッション等からなる記念イベントをオンライン形式で開催しました。1,200名以上の方に参加登録いただくとともに、事後、限定配信でありながら1,400を超える視聴回数(2022年8月時点)となるなど、多くの方々に御視聴いただきました。 ※2022年より、和称を世界知的所有権の日から世界知的財産の日に改めました。





2022年11月、国際シンポジウム「若者と知財」を開催。中学生起業家のリ・レウォン氏(左)と澤井所長(右)の対談の様子

▲2022年4月、世界知的財産の日記念イベントを開催

2 国際出願制度やWIPO施策の普及

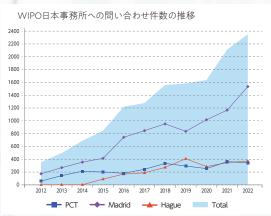
知的財産制度、とりわけ特許、商標、意匠等の産業財産権の有効活用の前提として、事業を行う国々や地域での権利の確保が必要となります。国や地域によって異なる制度の中で、国際的な権利を円滑に確保することは容易ではありません。世界の国々での制度や手続きの調和を目指すとともに、世界知的所有権機関(WIPO)が所管する国際出願制度の利用をさらに促すことも重要です。

当事務所は、各種説明会での情報提供や、日本語による問い合わせへの対応、個別企業訪問によるヒアリングなどを通じて、日本における当該制度の普及を図っています。2020年以降は新型コロナウィルス感染症への対策として、オンラインでのセミナー(ウェビナー)や企業訪問も導入し、100を超える企業や特許事務所と意見交換するなど積極的なプロモーション活動を行っています。

また、各国際出願制度に関する電話やメールでの<u>問い合わせ</u>も受け付けており、WIPO本部ではできない日本語による実務的な質問に対応するとともに、日本の皆様の声をWIPOの各サービスの向上に反映させるように努めています。



WIPO日本事務所主催のマドリッド制度 ウェビナー・ハーグ制度セミナーにおいて 講演を行う内藤コン サルタント(上)とヴァ ンワウコンサルタント (下)



《国際出願件数の推移及び出願人別出願数》

①国際特許出願件数の推移及び出願人別出願数

出願人別出願数ランキング

全体順位	出願人	居住国	2020	2021
1	HUAWEI TECHNOLOGIES CO.,LTD	中国	5,464	6952
2	QUALCOMM INCORPORATED	米国	2,173	3931
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO.,LTD	韓国	3,093	3041
4	LG ELECTRONICS INC.	韓国	2,759	2885
5	三菱電機株式会社	日本	2,810	2673
6	GUANG DONG OPPO MOBILE TELECOMMUNICATIONSCORP., LTD	中国	1,801	2208
7	BOE TECHNOLOGY GROUP CO.,LTD	中国	1,892	1980
8	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	スウェーデン	1,989	1877
9	ソニー グループ株式会社	日本	1,793	1789
10	パナソニックIPマネジメント株式会社	日本	1,611	1741

資料: PCT Yearly Review 2022及びWIPO Intellectual Property Statisticsを基にWIPO日本事務所作成

国際特許出願(PCT制度)の2021年の世界全体の出願件数は、対前年 比0.9%微増の277,500でした。新型コロナウイルス感染症の影響にも関

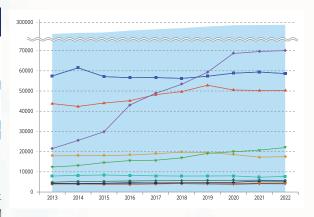
わらず大幅な増加を見せた前年から、2021年は落ち着き、ほぼ横ばい状態となりました。国別では、第1位は中国(69,540件)、第2位米国(59,570件)、第3位日本(50,260件)であり、続くドイツ、韓国を含む上位5位までの出願国が、2021年の全PCT出願の78.3%を占めました。なお、上位20位の中では、シンガポール(前年比+23.0%)、フィンランド(同+13.8%)、トルコ(同+13.2%)が、2021年の伸び率を牽引しました。出願人別にみると、中国のファーウェイ(6,952件)が首位を堅持し、米国のクアルコム(3,931件)、韓国のサムスン電子(3,041件)がこれに続きました。日本の出願人のトップは、第5位の三菱電機(2,673件)でした。

移行国数について、日本は平均2.6か国、米国は平均3.2か国、スイスは平均4.4か国でした。これは、日本が自国以外では2か国・地域にしか、国内移行していないことを意味し、グローバルイノベーションインデックス(GII)のイノベーションランキングにおいて12年連続トップのスイスをはじめとした欧州各国や米国等の主要国と比較して、海外での権利化に消極的であることを意味しています。

大学の出願を見ると、1位は米国のカリフォルニア大学、2位は中国の浙江大学、3位は米国のマサチューセッツ

工科大学でした。日本からは東京大学が10位に入りました。大学上位10位のうち、4大学が中国の大学、4大学が米国、1大学が日本、1大学がシンガポールの大学でした。日本における大学等の高等教育機関において、特許の重要性がいまだ十分に認識されていない可能性があり、ライセンス収入や技術移転が欧米に比べて低調となる背景の一つとも考えられます。高等教育機関等における国際特許出願の現状は、特許が20年にも及ぶ排他的な独占権であることを考慮しますと、将来のイノベーションや市場を担う基礎技術や、出願の伸びが顕著な情報通信技術に対する主導権争いに大きな影響を与える可能性があります。







PCT制度に 関する年次報告書

②国際商標登録出願件数の推移及び出願人別出願数

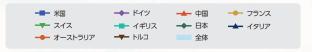
出願人別出願数ランキング

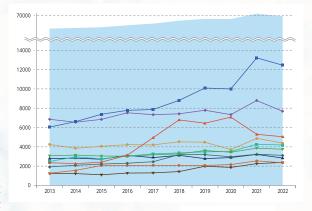
全体順位	出願人	居住国	2020	2021	
1	L'OREAL	フランス	116	171	
2	ADP GAUSELMANN GMBH	ドイツ	123	120	
3	GLAXO GROUP LIMITED	イギリス	64	110	
4	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	中国	197	98	
5	NOVARTIS AG	スイス	233	94	
6	EURO GAMES TECHNOLOGY LTD.	ブルガリア	84	93	
7	APPLE INC.	米国	80	92	
8	HENKEL AG & CO KGAA	ドイツ	60	90	
9	株式会社資生堂	日本	133	89	
10	SYNGENTA CROP PROTECTION AG	スイス	78	85	

資料: Madrid Yearly Review 2022及びWIPO Intellectual Property Statisticsを基にWIPO日本事務所作成

国際商標登録制度(マドリッド制度)の2021年の世界全体の出願件数は対前年比14.4%増の73,100件であり、新型コロナウイルス感染症の世

界的な流行の影響を受けた出願件数の落ち込みがみられた2020年と比べ大幅な増加となりました。国別では、米国(13,276件)、ドイツ(8,799件)、中国(5,272件)、フランス(4,888件)からの出願が多く、日本からの出願件数は3,255件で前年同様第7位でした。対前年比では、中国は対前年比21.3%減でしたが、上位10位のうち7か国は対前年比10%を超える増加となり、このうち米国及びフランスは対前年比で30%を超える増加となりました。日本からの出願は対前年比6.2%増にとどまっており、主要国と比べ出願件数の増加幅はやや小さなものとなりました。他方、日本を指定した出願は対前年比15.5%増の19,400件となり、第6位でした。出願人別出願件数では、日本企業は上位100社に9社(対前年比+2)がランクインし、9位に資生堂(89件)がランクインしました。







マドリッド制度に 関する年次報告書

③国際意匠登録件数の推移及び出願人別出願数

出願人別意匠数ランキング

全体順位	出願人	居住国	2020	2021
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	韓国	859	862
2	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	オランダ	463	678
3	PROCTER & GAMBLE CO.	米国	623	665
4	LG ELECTRONICS INC.	韓国	478	655
5	VOLKSWAGEN AG	ドイツ	524	403
6	PSA AUTOMOBILES SA	フランス	187	303
7	THUN S.P.A.	イタリア	175	284
8	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD.	中国	516	227
9	LUQOM GMBH	ドイツ	0	216
10	HARRY WINSTON SA	スイス	132	196

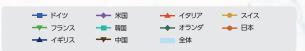
※第14位に三菱電機株式会社がランクイン

資料: Hague Yearly Review 2022及びWIPO Intellectual Property Statisticsを基にWIPO日本事務所作成

国際意匠登録制度(ハーグ制度)の2021年の世界全体の出願件数は、意匠数で22,486件と、前年比20.8%の大幅な増加となりました。新

型コロナウイルス感染症影響を受けた、前年の落ち込みから大きな回復を見せています。出願の数で計上した出願数でも、前年比15.7%増の6,711件でした。国別では、意匠数ではドイツ(4,414意匠)、米国(2,639意匠)、イタリア(2,051意匠)からの出願が多く、出願数では、ドイツ(874件)、韓国(849件)、米国(702件)の順でした。中でも、イタリア、フランスは意匠数で2020年に比べ60%を超える増加率を示しました。日本は907意匠で前年比3.7%減と、2年連続で減少し、第8位と低迷しています。

また2022年には、ジャマイカ、中国、モロッコがジュネーブ改正協定を批准し、ハーグ協定加盟国は77となりました。5月の中国加盟以降、中国からの出願の急速な増加が全体の出願数を押し上げ、2022年末には、年間の出願数8,000件の大台に近づきました。出願人ランキングでは、韓国のサムスン電子が5年連続1位、オランダのフィリップスが2位、米国のプロクター&ギャンブルが3位でした。日本のトップは、三菱電機の14位でした。出願人上位50位のうち、前年までハーグ制度を利用していなかった出願人が12社ランキングに入っています。一方、指定国では、欧州連合が1位を維持し、続いてブレグジット後、英国での意匠権保護の需要を受けて、英国が米国を抜いて第2位となりました。以降、米国、スイス、日本が指定国の上位を占めました。







ハーグ制度に 関する年次報告書

●環境技術のオープンイノベーションを促す「WIPO GREEN」

WIPOはSDGs達成へ向けた様々な取り組みを行っています。全ての人に役に立つ知的財産制度の発展を通じて、目標 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」へ貢献することを中心として、例えば、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標13「気候変動に具体的な対策を」などにも貢献しています。

地球温暖化等の環境問題に対する取り組みである「WIPO GREEN」は、日本の産業界から提案され、今日では世界知的所有権機関(WIPO)の主要な施策の一つに数えられています。当事務所は、この環境技術の技術移転を促すための「WIPO GREEN」を日本のユーザーに積極的に展開し、日本からの参加を後押しすることで、SDGS達成へ向けた活動を行っています。



WIPO GREENが有するデータベースには、世界中から12万件を超える環境技術や環境技術を必要とするニーズの情報が登録されています。また、世界中から151の機関がWIPO GREENパートナーとして参加し、WIPO GREENを戦略的に支えています(2023年4月時点)。日本からは、日本国特許庁、日本知的財産協会をはじめとする公的機関・団体や企業等がパートナーとして参加しており、また、近年は、WIPO GREENを産学官連携のプラットフォームとしての活用への期待からアカデミアからの参加が進展し、世界で最も多い49のWIPO GREENパートナーが参加しています(2023年4月現在)。



WIPO GREEN データベースへの アクセスはこちら

日本をはじめ多くの国々・機関において、成長戦略の一環として、グリーン成長戦略が注目される中、国内外を通じた技術のマッ チングとSDGs等の地球環境課題への対処を実現すべく、技術移転促進プラットフォームともいえるWIPO GREENへの企業や大学 等の一層の参画が求められています。

さらに、2022年には、日本の特許庁からの資金提供を受けてIPO GREENのイニシアチブが開始されました。これは、各国の知的 財産庁(IPOs)が集まり、持続可能性の目標やターゲットを実現するための政策やプログラムの制定に関する経験や知見を共有す るものです。

●中小企業支援策

中小企業(SME)は世界の企業の9割を占め、雇用の7割を創出しているとも言われています。コロナ禍で変わりゆく世界情勢と 社会ニーズの変化を背景に、経済の中核であるSMEによるイノベーションが経済活動のさらなる発展のカギとなります。SMEの競 争力、成長力の強化のために、無形資産を最大限に活用する必要性が増している中、WIPOではSMEが知財を効果的に活用して ビジネスを成長させられるよう、SME支援を重要な取り組みと位置付け、様々な活動を行っています。

~知財金融~

無形資産の価値が益々重要視される中、無形資産を活用した経済成長への期待も高まっています。しかしながら、無形資産の融 資可能性については、有形資産の融資可能性と比べ十分に理解されておらず、浸透していない状況です。特に中小企業やスター トアップにとって、無形資産を活用した融資によって事業展開を行うことで成長も期待できますが、その複雑性故に、積極的に活 用されているとは言い難い状況です。そのような状況から、WIPOでは、知的財産を活用した資金調達(知財金融)に関して、各国 政府、金融機関、アカデミア、利用者をはじめ、政策面のみならず実務的に知財金融に携わる関係者との対話を促進させ、共に知 財金融の可能性を模索すべく2020年より取り組みを開始しました。多角面かつ包括的なアプローチによって、知財金融の可能性 を引き出すため、各国における知財金融についての現状を調査し、各国の経験を共有する国際的な協議の場を提供しています。

~知的財産診断ツール(WIPO IP Diagnostic Tool)~

WIPOはSMEに対する知的財産啓発活動の一環として、自身の事業に影響し得る知的財産戦略や潜在的な知的財産関連リス クについて自己診断できる無料オンラインツールである「WIPO知的財産診断ツール」を開発し、日本語を含む複数の言語での公 開をしました。知的財産に関する専門的知識や知的財産の専門家へのアクセスが限られるSMEが、当該ツールを通して知的財産 に関する認識を深めると同時に、これを最大限に活用すべく知的財産の専門家に相談するきっかけとなることを最大の目的とし ています。



~スタートアップ向け知的財産ガイド「アイデアを事業にする(Enterprising Ideas)」~

2021年6月、WIPOは世界のスタートアップ向けの知的財産ガイド「アイデアを事業にする(Enterprising Ideas)」を公表しました。 なぜSMEは知的財産制度に注意を払う必要があるのか、その活用からどのようなメリットが得られるか、といったことについて、分 かりやすく包括的に説明したものです。本ガイドでは、ステップ・バイ・ステップのガイダンス、便利なケーススタディ、簡単なチェック リストを通じて、SMEが同制度を活用して競争力を維持し、リスクを管理する方法を示しています。イノベーティブな技術に基づき 市場に参入するスタートアップ向けに書かれており、同制度をこれから活用する起業家にとって有益なものになると考えられます。



●知財制度を促すための調査研究

知的財産制度は、研究開発が活発な先進国のイノベーションに資するだけではありません。途上国における知的財産保護の強化は、海外直接投資を通じた技術移転を促進するとともに、長期的なイノベーションをも活発化させるとの報告もあります。日本事務所は、必要な調査研究を進め、知的財産制度が、途上国を含めた世界全体の発展に貢献することを国内外に示していきます。また、WIPOが行う各種報告書等やテキストを適時に公表し、日本国内の研究や教育に貢献しています。

~世界各国のイノベーション能力や成果を評価する報告書(GII)~

WIPOは毎年、世界のイノベーションの現状を示すグローバル・イノベーション・インデックス(GII)を発表しています。本指標 (GII)は、30種類以上の世界中の公的および民間ソースの指標に使用される約80種類のデータを用い、透明性が高く再現可能 な計算方法論を採ることから、各国の政策立案者、企業幹部、その他のステークホルダーに利用されるのみならず、国際経営開発 研究所 (IMD)による世界競争力ランキング (World Competitiveness Ranking)や、世界経済フォーラム (WFE)によるグローバル競争力報告書 (Global Competitiveness Report)とともに、世界各国の多くのメディア等からも高い注目を集めています。約20名からなる国際的な有識者による諮問委員会に監修を求めており、2020年からは、上記諮問委員会に世界経済フォーラム (ダボス会議) 理事でもある竹中平蔵氏にも参加いただいています。

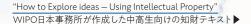
2022年版の同ランキングにおいて、日本は、総合評価で前年に続き世界13位と低迷しています。同報告書は、イノベーションの投入部門(INPUT)と創出部門(OUTPUT)とに大別して論じることが特徴的であり、前者の投入部門については、国内市場規模(1位)、企業によるR&D総支出率(2位)、民間部門への国内貸し付け(3位)等の各項目により、一定の順位にとどまっています(世界11位)。また、後者のイノベーションの創出部門については、特許出願やPCT出願において、世界第一位の評価を得ながら、労働生産性の伸び(102位)、新規ビジネスの密度(99位)、情報技術分野の輸出力(80位)が大きく出遅れているため、投入部門と比較してやや低調な状況を示しています(世界12位)。



GII2022の詳細はこちら▶

~中高生向けの知財テキストの作成~

WIPO日本事務所では、知的財産を理解し、創造的思考を身につけるための入門書を作成しました。本書では、世界中で食べられている「インスタントラーメン」を一つの題材に、知的財産権について豊富な写真やイラストを交えながら解説し、また、演習問題を解くことでより実践的に学べるようになっています。







3 日本政府や裁判所、大学、産業界との橋渡し

当事務所は、東京都千代田区霞が関に住所を置く、数少ない国際機関の駐日事務所です。地の利を活かし、国際連合(UN)の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)と、内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、文化庁、特許庁、公正取引委員会などの知的財産制度を所管する日本国政府や知的財産高等裁判所をはじめとした裁判所との橋渡し役を担っています。

特に、日本国政府による世界知的所有権機関(WIPO)への任意拠出金による連携をはじめ、各種施策や条約等の調整、知的財産制度の普及啓発、途上国協力の推進、SDGs達成に向けた協力等、また最高裁との知財判例データベースの協力等を行っています。

また、当事務所は日本の大学・産業界とも密に連携しています。例えば、知的財産保護・活用の重要性やWIPO GREEN等のWIPO施策の意義を大学の学長・幹部へ直接に説明する機会や、学生に向けた知的財産・イノベーションをテーマとした講演の機会をいただいたり、また、日本商工会議所の要請を受け同所知的財産戦略委員会に学識委員として参加するなど、産業界や公的な議論に参画し国際機関の視点から内外の知的財産政策に対する情報提供を行うなど、日本の産官学と様々な形で協調に努めています。



2023年2月、タン事務局 長(左)が訪日し、林外務 大臣(右)と会談。



2023年2月、科学技術振 興機構(JST)の「次世代 育成支援事業」に採択さ れた優れた研究テーマと 成果を持つ学生たちが WIPO日本事務所を訪問 しました。



タン事務局長訪日時の大 阪大学での学生らとの意 見交換の様子。



2023年3月、日本商工会 議所主催の知的財産専 門委員会に澤井所長が 参加し、様々なWIPOの施 策やサービスの意義、役 割について紹介しました。

4 日本の経験の発信

日本での特許制度の歴史は既に130年を超えています。特許制度等は、19世紀の開国以来、日本の発展に大きく貢献しました。こうした日本の経験は、発展途上国にも有益なものとなります。当事務所は、日本国政府によるWIPOへの任意拠出金を用いて、IP Advantageデータベース(知財活用事例のデータベース)等を通じた途上国への情報提供やワークショップ等を通じて、知的財産分野における途上国人材の育成等を行っています。



2021年12月、WIPO本部との共催でオンラインシンポジウムを開催。グローバルな競争力やオープンイノベーション、SDGsの視点から、主に途上国の参加者に向けて日本の経験を共有しました。

《IP Advantageデータベース》

WIPOが保有する世界各国におけるビジネス上の知的財産活用事例(ケーススタディ)を集めたデータベースです。WIPO日本事務所は、世界中の事例を収集しており、現在約300件の事例(2023年4月現在)を登録しています。このうち、約1割が日本の事例です。主に途上国の方々にビジネスの現場で知的財産制度がどのように役立っているか、同制度が経済発展にどのように貢献しているかを示すデータベースとなっています。



IP Advantageデータベース へのアクセスはこちら

《女性発明家比率トップのオムロンヘルスケア株式会社》

オムロンヘルスケア株式会社は、オムロン株式会社の社内カンパニーの一つであった「ヘルスケアビジネスカンパニー」を分社化して設立された企業です。血圧計を中心にネブライザ、体温計、低周波治療器、体重体組成計などの家庭用・医療用健康機器の開発・販売、健康管理ソフトウェアの開発・販売、健康増進サービス事業の展開を行っています。特許出願における発明者の構成を分析した結果、女性発明者を含む特許出願の割合が高まっていることが注目できます。2020年の日本企業によるPCT出願件数の上位200社の中で、女性発明者を含む特許出願の割合を算出したところ、同社が76.4%でトップでした。2位以下の企業は50%代以下であり、他社と比較しても非常に高い割合を示していることが分かります。



《知財ミックスを通じ家族型ロボットを展開するGROOVE X株式会社》

GROOVE X株式会社は2015年に設立したスタートアップです。企業の使命として「ロボティクスで、人間のちからを引き出す」を掲げ、LOVEをはぐくむ家族型ロボット「LOVOT(らぼっと)」の開発、製造、販売を事業としています。2015年の創業からおよそ3年間の開発期間を経て同ロボットを発表。様々な工夫と最先端のテクノロジーを駆使し、開発を行っています。事業を継続的に円滑に進めていくために、特許に限らず、意匠、商標、著作権なども活用した知財ミックス戦略を実践しており、例えば、権利期間が有限な意匠出願と、更新すれば永続的に権利保護が可能な商標制度との使い分けなども行っています。現在、構想段階ではありますが、デザインについては、まずは意匠出願で権利化を図り、一定期間の後に自他商品識別力を有するようになれば立体商標などでの権利保護も可能となるよう、検討を進めています。



《権利行使や意匠改革等を積極的に活用する株式会社アールシーコア》

株式会社アールシーコアは1985年8月に設立、自然派個性住宅「BESS」の企画・製造・販売などを行っています。3つの知的財産訴訟を通して知的財産活動が強化され、同社がBESSブランドで提供する、ワード、デザイン、アイデア等の機能的価値、情緒的価値などを様々な知的財産権を組み合わせて保護し、かつ類似品に対して積極的に権利行使を行う知的財産戦略を蓄積してきました。個性的な住宅デザインは、モデル名の商標登録に加え、ファサードデザインの意匠登録、外観デザインの図形商標登録、耐力壁構造や屋根構造など大空間を低コストで実現するための技術(特許取得)により構成されています。また、2020年の意匠法改正を受けて、建築物、内装、画像の意匠が新たに意匠権の保護対象となったことに伴い、ビジネスの知的財産保護活動の強化に成功しました。



《ケニアのタイタ・バスケットのブランディングプロジェクト》

2016年にWIPOが開始した知的財産を利用したブランディングプロジェクトは、ケニアのタイタ・タヴェタ県の女性達がサイザル麻から作っている伝統的なバスケットの団体商標を取得することを支援しました。プロジェクトでは、400人以上のバスケットの編み手達が知的財産制度を学び、そのユーザーとなりました。この成果として、バスケットの編み手達の組合が組織され、彼らはこの新しい地域ブランドを発展させるための戦略的なツールとして団体商標を保有しています。



WIPO 日本事務所

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル3階

TEL 03-5532-5030

MAIL japan.office@wipo.int WEB www.wipo.int/japan



東京メトロ 銀座線「虎ノ門駅」 9番出口または 千代田線「霞ケ関駅」 C2出口から徒歩3分